

令和4年6月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月27日(月) 午後2時30分

2. 開催場所 東十郷コミュニティセンター2階 視聴覚室

3. 出席委員 17名(番号は議席番号)

1番 (欠席)	2番 末廣 秀夫	3番 清兼 義靖
4番 田中 勇樹	5番 南出 直美	6番 (欠席)
7番 牧野 典代	8番 伊藤 美津雄	9番 坪田 信次
10番 大嶋 裕一	11番 中垣内 勇夫	12番 木村 強
13番 田中 正信	14番 本田 雄揮	15番 坪川 敏光
16番 寺嶋 太寿男	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 森 勝義(会長)		

4. 欠席委員 2名

1番 大川 勝利 6番 林 亮介

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 佐賀 雅治

書記 村本 竜也

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 小寺 正人

書記 安久 佐由美

6. 提出議案

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第17号 現況証明願について

議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の意見審議について

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

議案第20号 坂井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について

報告第2号 地目変更届出の報告について

7. 議事録署名人

5番 南出 直美

7番 牧野 典代

事務局長

令和4年6月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。

只今の出席委員数は17名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。

議長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に5番 南出委員、7番 牧野委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について説明いたします。なお、整理番号10番、集積計画設定が終わっていることが条件となるため来月審議といたします。

整理番号11番、申請地は坂井町下兵庫、畑、100㎡。譲渡人坂井町下兵庫 ○○さんから譲受人 下兵庫 ○○さんへ、所有権移転するもので、許可後の経営面積128aです。

整理番号12番、申請地は三国町池上、畑、1,574㎡。譲渡人三国町池上 ○○さんから譲受人 ○○さんへ所有権移転するものです。許可後の経営面積64aです。

整理番号13番、申請地は丸岡町反保、田、348㎡。譲渡人 丸岡町反保 ○○さんから、譲受人 丸岡町反保 ○○さんへ所有権移転するものです。許可後の経営面積102aです。

整理番号14番、申請地は丸岡町山崎三ヶ、畑、9.91㎡。譲渡人 大阪府寝屋川市 ○○さんから譲受人 丸岡町伏屋 ○○さんへ所有権移転するもので、許可後の経営面積85aです。

整理番号15番、申請地は丸岡町宇田、1,163㎡。譲渡人 丸岡町宇田 ○○さんから譲受人 丸岡町末政 ○○さんへ所有権移転するもので、許可後の経営面積52aです。

整理番号16番から19番は、農事組合法人ひとつぶの里構成員同士での交換案件です。このため許可後の経営面積は、今回は法人としての経営面積を記載しております。

整理番号16番、申請地は坂井町折戸、5,446㎡。坂井町折戸 ○○さんから同じく折戸 ○○さんへ所有権移転するものです。

整理番号17番、申請地は坂井町折戸、171㎡。坂井町折戸 ○○さんから同じく折戸 ○○さんへ所有権移転するものです。

整理番号18番、申請地は坂井町折戸、7,200㎡。坂井町折戸 ○○さんから同じく折戸 ○○さんへ所有権移転するものです。

整理番号19番、申請地は坂井町折戸、6,160㎡。坂井町折戸 ○○さんから同じく折戸 ○○さんへ所有権移転するものです。法人として許可後

	<p>の経営面積 6,019 a です。</p> <p>以上ご審議願います。</p>
議 長	<p>この議案につきまして、ご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか。</p> <p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定してよろしいですか。</p>
各委員	<p><各委員>異議なしの声</p>
議 長	<p>異議がないと認めます。議案第 14 号は許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。</p>
事務局	<p><説 明></p> <p>議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」説明いたします。整理番号 13 番、申請者は春江町針原 ○○さんです。申請は春江町針原、畑、105 m²。平屋建てで店舗兼住宅建築を目的に転用するもので建築面積 195.58 m²です。県道拡張により西側に移動するために行うものです。</p> <p>以上、ご審議願います。</p>
議 長	<p>それでは現地確認の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 13 番を 1 番大川委員欠席のため事務局の説明を求めます。1 番、大川勝利委員欠席のため整理番号 13 番につきまして、事務局より説明いたします。</p> <p>申請人が芦原街道の拡幅に伴い用地買収が行われることから、現在ある店舗および住宅を北側に建て直すために転用するものです。</p> <p>申請地は坂井市役所春江支所より南西に約 2 km の農地であり、北側、東側、南側は宅地、西側は分筆した自己所有の田となっております。</p> <p>排水は東側の農業用排水路に流入するとのことで、周辺営農にも影響なくやむを得ないものであると考えますとのことです。</p>
議 長	<p>続いて、地元委員のご意見を伺います。</p>
三寺職務代理	<p>整理番号 13 番を 18 番三寺会長職務代理願います。</p> <p>18 番 三寺です。整理番号 13 番は、現地確認の説明の通り、問題ないと思われまます。よろしく願います。</p>
議 長	<p>それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>無ければお諮りいたします。議案第 15 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。</p>
議 長	<p><異議なし></p> <p>異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。</p>
事務局	<p><説 明></p>

農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について説明いたします。説明の前に、整理番号 20 番、春江町定重の案件ですが、再度、図面整備に時間を要するため来月以降審議ということで保留にさせていただきます。今回は 7 件になります。

整理番号 14 番、貸人は春江町江留中 ○○さん。借人は、春江町江留中 ○○さん。申請地は春江町江留中、畑、848 m²のうち 366.8 m²です。住宅建築を目的に転用するものです。

整理番号 15 番、譲渡人は丸岡町西瓜屋 ○○さん。譲受人は、丸岡町八ツ口 ○○さん。申請地は丸岡町今福、田、380 m²。住宅建築を目的に転用するものです。

整理番号 16 番、譲渡人は春江町藤鷲塚 ○○さん。譲受人は、春江町藤鷲塚 ○○さん。申請地は春江町藤鷲塚、畑 45 m²。住宅建築を目的に転用するものです。

整理番号 17 番、譲渡人は福井市種池町 ○○さん。譲受人は、福井市和田東一丁目 ○○さん。申請地は三国町米ヶ脇三丁目、畑 185 m²。住宅建築を目的に転用するものです。

整理番号 18 番、譲渡人は三国町覚善、○○さん。譲受人は、三国町錦三丁目 ○○さん。申請地は三国町中央二丁目、畑 207 m²。住宅建築を目的に転用するものです。

整理番号 19 番、譲渡人は丸岡町磯部福庄 ○○さん。譲受人は春江町江留下 ○○さんほか 1 名。申請地は丸岡町磯部福庄、畑 319 m²。住宅建築を目的に転用するものです。

整理番号 21 番、譲渡人は福井市船橋 3 丁目 ○○さんから譲受人は丸岡町猪爪 ○○さん。申請地は丸岡町堀水、畑 601 m²。資材置き場、駐車場のため転用するものです。

以上、ご審議お願いします。

議 長

それでは、現地確認の報告をお願いします。

事務局

整理番号 14、16 番を 1 番 大川委員欠席のため事務局の説明をお願いします。

1 番、大川委員欠席のため整理番号 14 番につきまして、事務局より説明いたします。

整理番号 14 番、申請人が住宅を建築するために転用するものです。

申請地は坂井市役所春江支所より南西に約 750mにある農地であり、北側は用悪水路、東側は田、西側は宅地、南側は畑となっております。

西側の田との間には既設の L 型擁壁があり、排水は北側の道路側溝に流入すとのことで、やむを得ないものであると考えますとのことです。

整理番号 16 番、住宅を建築するために転用するものです。

申請地は坂井市役所春江支所より南西に約 1.3 kmにある農地であり、四方は宅地となっております。隣接農地はなく、申請地は庭として利用するとのことで周辺営農にも影響がなく、やむを得ないものであると考えますとのことです。

議 長

整理番号 15、21 番を 4 番 田中勇樹委員お願いします。

田中委員

4 番 田中です。整理番号 15 番は住宅を建てるとの案件で、雨水排水は南側の U 字溝に流すとのこと、周辺に農地がないため、致し方ないと思われれます。

議 長 清兼委員	<p>整理番号 21 番は〇〇さんが営む林業のために駐車場、木材など資材置き場にすることで、雨水は側溝に流すとのことで、致し方ないと思われ ます。</p> <p>整理番号 17、18 番を 3 番 清兼委員お願いします。</p> <p>3 番清兼です。整理番号 17 番事務局説明のとおり、申請地東側は雑種地 になっており、そこから入って住宅建設とのことです。両隣とも住宅であ り農地もないことから問題ないと思われ ます。</p> <p>整理番号 18 番、申請地は用途地域内であり住宅街となっており農地は いっさいないため、問題ないと思われ ます。</p> <p>整理番号 19 番を 2 番 末廣委員お願いします。</p> <p>2 番 末廣です。申請地は藤田病院南側に位置し、区長、農家組合長な ど了解を得ており、雨水もかど隅に設けてあるため問題ないと思われ ます。</p>
議 長 末廣委員	<p>続いて、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>整理番号 14、16 番を 7 番 牧野委員お願いします。</p> <p>7 番 牧野です。この案件は事務局の説明のとおり、問題ないと思いま す。</p> <p>整理番号 15 番を 19 番森が行います。</p> <p>整理番号 15 番、周辺はすべて宅地となっており、保育所や小学校も近 隣所在で区画整理した地区であるためなんら問題ないと思いま す。</p> <p>整理番号 17 番を 6 番 林委員欠席のため事務局の説明を求めます。</p> <p>6 番、林亮介委員欠席のため整理番号 1 7 番につきまして、事務局より 説明いたします。</p> <p>申請者である〇〇氏が東側の雑種地と一体的に住宅を建築するた めに転用するものです。</p> <p>申請地は坂井市役所三国支所より北に約 2.4 k mにある用途地域内の 農地で北側は宅地、東側は雑種地、西側は原野、南側は畑です。</p> <p>隣接農地所有者及び地元関係機関との調整もしていることから何ら 問題ないと思えますとのことです。</p> <p>以上、ご審議をよろしく願います。</p>
議 長 牧野委員 議 長	<p>整理番号 18 番を 16 番寺嶋委員お願いします。</p> <p>16 番 寺嶋です。整理番号 18 番、申請地は坂井市役所三国支所の北 側の住宅街にあり、致し方ないと思われ ます。</p> <p>次に整理番号 19 番を 11 番中垣内委員お願いします。</p> <p>11 番 中垣内です。事務局及び現地確認に行かれた委員の説明のと おり問題ないと思えます。ご審議お願いします。</p> <p>整理番号 21 番を 14 番 本田委員お願いします。</p> <p>14 番 本田です。事務局並びに現地確認に行かれた委員の報告のと おり問題ないと思われ ます。</p>
事務局	<p>それではお諮りいたします。議案第 16 号は許可相当と認め、意見決定し てよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議がないと認めます。議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可 申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定しました。</p>
議 長 寺嶋委員	<p>次に議案第 17 号「現況証明願について」を議題とします。事務局の説 明を求めます。</p>
議 長 中垣内委員	<p>では議案第 17 号「現況証明願について」説明します。</p>
議 長 本田委員	
議 長	
議 長	
事務局	

	<p>整理番号7番、出願人は坂井町大味 ○○さん。証明を受けようとする土地は坂井町大味。昭和38年に売買により取得し昭和39年住宅建築、以後宅地として一体利用し現在に至るものです。</p> <p>整理番号8番、出願人は坂井町宮領 ○○さん。証明を受けようとする土地は坂井町宮領。昭和57年に隣接地の○○氏が住宅を建築し、以後宅地として一体利用しているものです。</p> <p>整理番号9番、出願人は春江町正蓮花 ○○さん。証明を受けようとする土地は春江町正蓮花。昭和23年頃工場建設、宅地として一体利用し現在に至るものです。</p> <p>整理番号10番、出願人は春江町正蓮花 ○○さん。証明を受けようとする土地は、春江町正蓮花。昭和23年頃に建てられ以後宅地として利用し、いったん平成11年に取り壊し住宅建築。以後宅地として一体利用しています。</p>
議 長	<p>以上ご審議をお願いします。</p>
清兼委員	<p>では現地確認の報告をお願いします。</p> <p>整理番号7番を3番 清兼委員をお願いします。</p>
議 長 田中委員	<p>3番 清兼です。整理番号7番は、50年以上住宅として継続して利用があり住宅地の中であることから致し方ないと思われま。</p> <p>整理番号8番を4番 田中勇樹委員をお願いします。</p> <p>4番 田中です。整理番号8はすでに土地にピンが設けられ昭和57年から建物利用継続ということで致し方ないと思われま。</p>
議 長 末廣委員	<p>整理番号9、10番を2番末廣委員をお願いします。</p> <p>2番 末廣です。事務局説明のとおりで、致し方ないと思われま。</p>
議 長 伊藤委員	<p>続いて、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>整理番号7番を8番 伊藤委員をお願いします。</p> <p>8番 伊藤です。現地確認委員の説明のとおり問題ないと思われま。</p>
議 長 木村委員	<p>整理番号8番を12番 木村委員をお願いします。</p> <p>12番 木村です。地目変更をし、隣接の実際住宅利用者が買い取るということで、致し方ないと思われま。</p>
議 長 田中委員	<p>整理番号9、10番を13番田中正信委員をお願いします。</p> <p>整理番号9番、10番ともに現地確認の委員さんの説明のとおり問題ないと思われま。</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第17号は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p><異議なし></p>
議 長	<p>異議がないと認めま。議案第17号は原案のとおり承認いたしまし</p> <p>次に議案第18号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の意見審議について」を議題としま。事務局の説明を求めま。</p>
事務局	<p>では議案第18号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の意見審議について」説明いたしま。出願人は三国町黒目 ○○さん。適用農地は三国町黒目ほか、計20,886㎡です。○○さん相続人として申請するものです。現地確認の結果、別紙写真の通りいずれも耕作地と認められま。ご審議よろしくおねがいしま。</p>
議 長	<p>ではご意見を伺いま。ご意見ございませんか。</p> <p>それではお諮りしま。</p>

議案第 18 号は原案のとおり承認してよろしいか。

<異議なし>

異議がないと認めます。議案第 18 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。

次に議案第 19 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業振興課の説明を求めます。

<説明>

議案第 19 号「農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。利用権設定を受ける者（借り手）は 5 名、利用権設定する者（貸し手）は 8 名です。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規 17 筆、7,475 m²、田の更新はなし。畑は、新規 3 筆、2,005 m²。田畑合わせて 20 筆 9,480 m²となっています。使用賃借権は、畑の新規 1 筆 148 m²です。

所有権移転の案件、2 件ございます。整理番号 1 番、所有権を移転する者 丸岡町坪ノ内 ○○さん、所有権の移転を受ける者 丸岡町高瀬 ○○さん。申請地は丸岡町高瀬、合計 3,825 m²です。整理番号 2 番、所有権移転する者 福井市高柳 ○○さん。所有権の移転を受ける者 春江町大牧 ○○さん。申請地は春江町井向、3,007 m²です。以上ご審議お願いします。

本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。

それではお諮りします。議案第 19 号は原案のとおり承認してよろしいですか。

<異議なし>

異議なしと認めます。議案第 19 号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり承認いたしました。

次に報告第 2 号「農地法第 4 条の届出の報告について」を議題といたします。事務局の報告をお願いします。

では報告第 2 号「農地法第 4 条の届出の報告について」説明いたします。届け出者は丸岡町愛宕 ○○さん。申請地は春江町境、1,131 m²のうち 330 m²で、畑作園芸のため畑地転換するものです。

以上、報告します。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

農業振興課

議長

議長

事務局